

太田市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月17日

太田市長 清水 聖 義

太田市規則第18号

太田市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

太田市営住宅条例施行規則（平成17年太田市規則第225号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第8号中「でア又はイ」を「又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次」に改め、同号ア中「第3条第3項第3号」の次に「（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）」を、「第5条」の次に「（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）」を加え、同号イ中「第10条の2」の次に「（これらの規定を配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）」を加え、同号に次のように加える。

ウ 女性相談支援センター（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条に規定する女性相談支援センターをいう。）による配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書の交付を受けている者その他これに準ずる者として市長が認める者

別表第1 鳥之郷市営住宅の部中

「

59.95	15
61.70	4
68.16	4

を
」

「

57.55	4
59.95	15
61.70	6
68.16	6
73.40	4

」

に、
別表第1大島市営住宅の部中

57.55	6
61.70	4

を

55.91	3
57.55	6
61.70	4
63.20	2
63.27	3
67.85	2

に改める。

様式第18号中「、退職後変更になった保険証の写し」を削る。

様式第23号及び様式第24号中「家賃（住宅使用料）」を「家賃」に、

「
 駐車場使用料 円
 年 月分から 年 月分まで を
 」

「
 駐車場使用料 円
 年 月分から 年 月分まで
 遅延損害金 円
 年 月分から 年 月分まで
 」
 に改める。

様式第25号中

「
 駐車場使用料 円
 年 月分から 年 月分まで を
 」

「
 駐車場使用料 円
 年 月分から 年 月分まで
 」
 に改める。

遅延損害金 円
年 月分から 年 月分まで

」

様式第26号中

「 駐車場使用料 円 を 「 駐車場使用料 円
遅延損害金 円 円 に改める。
」

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。